

緊急事態宣言に伴う講習中止の対応について

政府・新型コロナウイルス感染症対策本部が、4月8日から5月6日までの間、緊急事態を宣言しました。これを受け、(公社) 神奈川労務安全衛生協会の本部における各種技能講習について開催を中止とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止に向けてご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 講習中止

中止期間 2020年4月8日(水)～5月23日(土)の間

2. 申込受講者への対応

- ① 今回の講習を中止とし、日程変更は行いません。
- ② 再開後に受講を希望する場合は、改めて受講申し込みを行ってください。
- ③ 受講料など返金のためにキャンセル依頼書を記入しメールまたはFAXでご連絡ください。
キャンセル依頼書は〔神奈川労務安全衛生協会ホームページ〕⇒〔申込用紙〕⇒〔キャンセル依頼〕よりダウンロード願います。
送信先 : メール : k-musaigai@roaneikyo.or.jp FAX : 045-201-7122
- ④ 受講料など返金のための振込手数料は、神奈川労務安全衛生協会の負担とします。
- ⑤ 返金の振込については、多少のお時間を要します。
- ⑥ キャンセル手続きを済まされた方にも電話でのご案内をすることがありますがご容赦ください。

3. 講習再開

- ① 5月以降の講習については、新たな受付を中止します。
既にお申込み頂いている講習については、講習再開の決定をお待ちください。
- ② 講習の再開については、現段階で再開の日程をお示しできません。
 - ・ 緊急事態宣言が解除後、1ヵ月単位での決定とし、順次再開のご案内を開始する予定とします。
 - ・ 当面5月22日(金)前後をめぐり、以降の講習についての決定しご連絡いたします。

4. その他、

今後さらに感染拡大防止などを目的に行政からの指導があった場合は、神奈川労務安全衛生協会の業務が停止することがあります。停止する場合はホームページにてご案内いたします。